

## 2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。令和2年度分として令和3年3月31日までに測定され、令和3年5月31日までに報告のあったものを計上しています。

### (1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N，焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設の種類			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	排出ガス	新設*	4t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1
			2~4t/h	5	5	0	0	0.00000018	0.56	1
			2t/h未満	38	32	6	0	0	4.5	5
		既設*	4t/h以上	0	0	0	0	—	—	1
			2~4t/h	14	12	2	0	0.00017	0.58	5
			2t/h未満	53	42	10	1	0	25	10
	計			111	91	19	1	—	—	
	焼却灰			109	89	19	1	0	0.27	
	ばいじん			92	73	17	2	0	15	

(\*) 新設：法施行日（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行日（平成12年1月15日）に設置されていた施設

(\*\*) 測定日程調整中等の施設

イ 排水（単位 pg-TEQ/L）

特定施設の種類	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6	5	1	0.000015	0.023	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	2	1	1	0.0028	0.0028	10

(2) 基準の適合状況について

2施設の排出ガスについて基準値超過の報告がありましたが、内1施設は、停止の上、施設の改善措置を行い、再測定の結果、基準値以内に改善したことを確認しています。

他の施設は、事業者が基準値超過の判明後に施設を廃止しています。

ア 超過施設：2施設

イ 測定結果

(ア) 測定値：16 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

(基準値：10 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N, 改善済み, 改善措置後の測定値：2.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

(イ) 測定値：25 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

(基準値：10 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N, 廃止済み)

(3) その他

詳細については「とくしまの環境」のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>